

周辺水環境の整備を進めるためのお願い

令和5年11月

○下水道区域でまだ下水道へ接続していない方へ

○浄化槽区域でまだ合併浄化槽を設置していない方へ

みなべ町では、衛生的な周辺水環境の実現を目指し、下水道の整備、合併浄化槽の設置を促進してきました。しかし町民の皆さんに下水道への接続、合併浄化槽の設置をしていただけないと、いつまでも周辺水環境は良くなりません。

衛生的な環境を残すために、一日も早い下水道への接続、合併浄化槽の設置をお願いします。

■トイレが水洗式でも、台所やお風呂の水をそのまま水路に流している場合、
トイレの排水より、環境をよごしているのが、お風呂や台所の雑排水

雑排水をそのまま流すと



腐食・臭気・こけ・ボウフラなどが発生し不快な状態になる

このような苦情が多くあります。

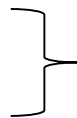
近隣の方々の迷惑とならないよう、下水道への接続、合併浄化槽の設置をお願いします。

○合併浄化槽を使用している皆さん

清掃

保守点検

法定検査



維持管理を怠ると、水処理の機能が低下します。
適正な維持管理をお願いします。

○下水道を使用している皆さん

下水道使用料の請求額を10円単位から1円単位に変更します。

(変更前)

令和6年12月使用分まで・・・2か月分の請求額を算定する際、10円未満の端数を切捨て、10円単位で計算

(変更後)

令和7年1月使用分から・・・2か月分の請求額を算定する際、切捨てずに、1円単位で計算

※町民の皆様への請求額は、これまでと比較し、1回の請求あたり最大9円増加し、1年間に6回請求がありますので、年間最大54円増加します。

○請求額計算例 2か月42㎡使用した場合

	基本使用料 (税込)	従量使用料 (税込)	2か月分合計 (税込)
4月・5月	2,640	+ 3,146	= 5,786

2か月分 合計 (税込)

現 行 (令和6年12月使用分まで)	変 更 後 (令和7年1月使用分から)
5,786 円	
↓	
5,780 円	5,786 円
10円未満切り捨て	1円単位で請求